

CAN DO

“可能性への挑戦”

第74号

金田会計事務所通信

【 しぶとくゴール(目標)を目指せ 】

元サッカー日本代表の大久保嘉人氏は、Jリーグでの最多得点保持者であり、史上初の3年連続得点王にもなっています。一方、イエローカードとレッドカードも日本人最多の記録を持っています。22歳でスペインリーグに移籍し、デビュー戦で開始15分に足を骨折したにもかかわらず、ゴールを決めています。またレアルマドリード戦では、スーパースターのデビッド・ベッカムに肘打ちファールをしてしまい、ジダンらに囲まれ乱闘寸前にもなりましたが、ひるむことはありませんでした。そんな大久保氏でも得点王になった3年間以外、サッカーは嫌だ、やめたいとずっと思っていたそうです。

サッカーで成功するためにはどうすればいいのか。多くの選手は自分の欠点を直そうと努力しますが、コーチから「長所を伸ばせ」と言われた言葉を信じ、自分が得意とするドリブルからのミドルシュートを一生懸命練習しました。そしてゴールポストの枠内にたくさん蹴れば多く得点が取れるはずと、いたって単純な考えを貫いていったのです。彼の持つJリーグ通算最多シュート数は今も破られていません。

売上げをどう伸ばせばいいのか、この先の経済状況はどうなるのかなど経営には迷いや悩みが尽きません。考えすぎてしまうと、視野が狭くなり日々漫然と仕事を続け、流されてしまいます。自分の持ち味を生かすのは、何なのかに考えを集中し、シンプルに目標を立てたならば思い切ってゴールに向け、**一心不乱に何度でも挑戦**してゆくことが必要なのだと教えられました。その**しぶとさこそ今一番に必要な**のかもしれません。



大久保嘉人氏から元気もらいました

金田 康良 2024年5月

定額減税の準備はできていますか

令和6年度税制改正の目玉である定額減税。楽しい減税ではありますが現場への負担は相当なものとなっています。今回は減税内容の理解と事前準備について解説いたします。

【定額減税の概要】

① 減税金額

- ・本人(所得税3万円、住民税1万円)
- ・同一生計配偶者及び扶養親族1人につき(所得税3万円、住民税1万円)
例)
4人家族(本人、扶養の妻及び子2人)で所得要件を満たしているケース
⇒ 本人(4万円) + 扶養親族(4万円×3人) = 16万円(所得税・住民税)

② 適用要件(居住者に限る)

- ・本人: 所得金額1,805万円(給与所得のみの場合は年収2,000万円)以下
- ・同一生計配偶者及び扶養親族: 合計所得48万円以下の者

③ 減税時期

- ・給与所得者: 6月支給給与の源泉徴収額から(月次減税)
- ・事業所得者: 7月の予定納税額から差し引く(最終は確定申告で精算)

【給与所得者の源泉徴収計算】

令和6年6月1日以後最初に支払う給与等につき源泉徴収を行う時から定額減税を行い、年末調整時の在職者に対して精算する

① 減税事務

- ・月次減税事務: 令和6年6月1日の現況により定額減税額を控除する
- ・年末調整事務: 年末調整時点の状況により精算する

② 控除対象者(基準日在職者)

令和6年6月1日現在、源泉徴収税額表の甲欄が適用される居住者

《基準日在職者に該当しない人》

- ・扶養控除等申告書を提出していない源泉徴収税額表の乙欄と丙欄の人
- ・令和6年6月2日以後に勤務する人(ただし年末調整での適用可)
- ・令和6年5月31日以前に退職した人又は出国し非居住者となった人

③ 月次減税額の計算

6月最初に支給する給与・賞与の源泉徴収税額から定額減税額を控除する例)

6月25日支給日の給与総額 60万円、
社会保険料 89,208円、
定額減税控除前源泉徴収税額 47,100円、
所得税定額減税額 3万円

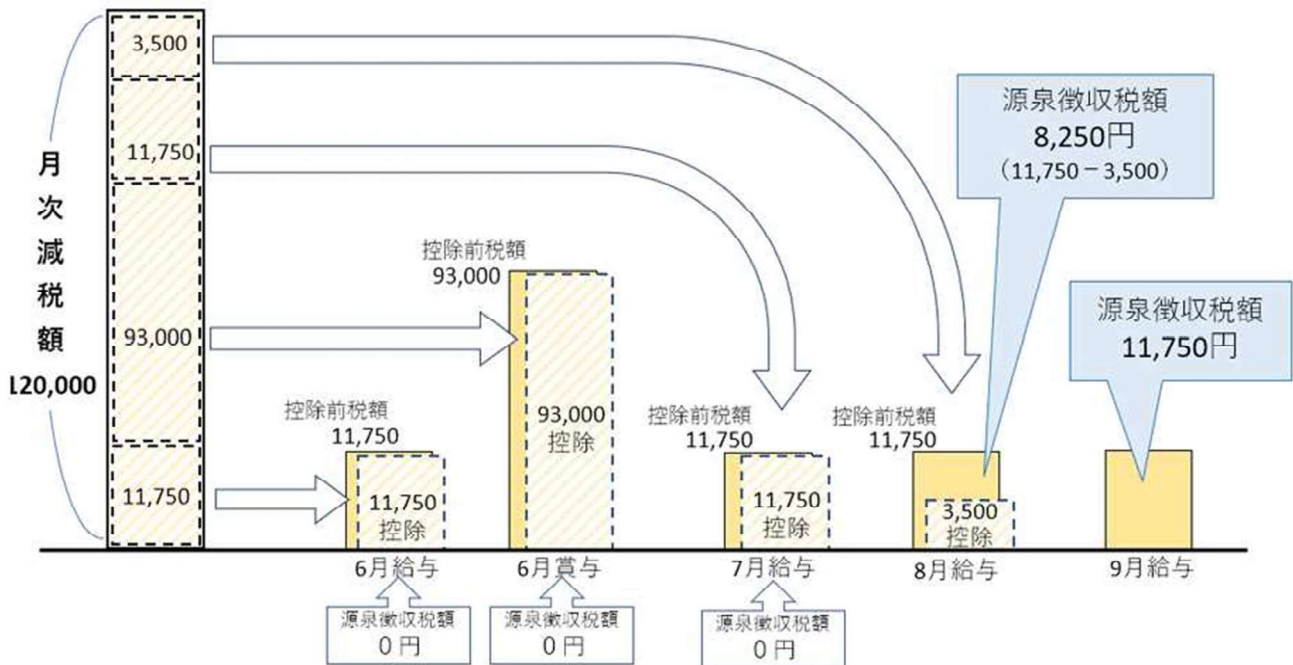
(手取り額)

$$600,000 \text{円} - 89,208 \text{円} - (47,100 \text{円} - \text{30,000円}) = \underline{493,692 \text{円}}$$

定額減税額

《 6月最初に支払う給与の控除前税額から月次減税額を控除しきれない場合 》

・定額減税額 12万円のケース



翌月以後の給与源泉税額から減税額に達するまでの金額を控除する

(注) 月次減税は給与収入が 2,000 万円を超えると見込まれる者(役員等)でも適用し、確定申告で精算(納付)することになっています。

☆住民税の特別徴収

令和6年度の個人住民税の特別徴収の通知には通常の6月での徴収がなく、7月からの11か月分となっています。ですから住民税の特別徴収事務は6月がゼロで、7月からとなります。(ただし、適用対象外の分は6月から源泉徴収があります)

【定額減税事務の準備と注意点】

① 減税事務の準備

- ・同一生計配偶者及び扶養親族の数の確認
⇒「扶養控除等申告書」の「住民税に関する事項」に記載されている16歳未満の扶養親族も定額減税の対象扶養親族となります。また所得の見積額 48 万円(給与金額 103 万円)は令和 6 年 6 月 1 日の見込み金額で判断します。
- ・給与ソフトのバージョン確認
⇒ 給与ソフトを使用して定額減税の計算をする場合は対応可能なバージョンであるかどうかを確認

② 注意点

- ・5 月分給与を 6 月 10 日に支給した場合
⇒ 6 月 1 日以降に支給した給与が対象ですので、この 5 月分給与金額から控除対象となります。
- ・公的年金等からの控除される定額減税
⇒ 給与と公的年金等を受け取っている者は公的年金等からも定額減税を控除されているため確定申告で精算することになります。

定額減税については法案が成立したばかりなので理解も深まっていません。また今後も新しい情報が出るかもしれません。不明な点については気軽に弊社事務所までお問い合わせください。

気さくで、信頼できる頼もしい顧問税理士として税務・経営・経理の相談、指導等により企業活動へのサポートを行っています。お気軽にご相談下さい。



金田会計事務所 〒541-0052 大阪市中央区安土町3丁目2番14号 イワタニ第二ビル10階
TEL (06)6264-3328 FAX (06)6264-3329
E-Mail : info@kaneda-kaikai.com URL : <https://kaikai.asia/>